

令和5年6月1日

質問書に係る回答

特定健診受診勧奨通知作成等業務委託について、質問書を受理いたしましたので、次のとおり回答いたします。

No.	資料名	ページ	番号等	質問	回答
1	実施要領	3	5	予算上限額には、郵券代は含まれますか。	郵送料は含みません。資材を発注者に納品していただき、対象者には発注者が後納郵便で発送します。
2	実施要領	3	6(1)	キとクの業務のタイミングをご教授ください。今年度または次年度の通知どちらに反映させるためのものでしょうか。また、アウトプットはどのようなものを想定されていますか。また、ケの業務との関連をご教授ください。	業務のタイミングは、 キ：今年度末にケと併せて次年度に反映するものです。 ク：データ分析後、今年度及び次年度に反映するものです。 現在、鹿児島市の特定健診受診率は、約3割と、国の目標にほど遠い現状です。アウトプットとしては、第三期鹿児島市特定健康診査等実施計画に基づき、受診率の目標を令和5年度60%としております。また、中でも40歳代から50歳代の受診率が低く、目標値に達していない状況です。それらを踏まえてキ・ク・ケに反映していただきたいです。
3	実施要領	3	6(1)	ケの業務の報告時期と内容をご教授ください。	時期は、今年度末です。内容は、勧奨通知送付後の分析と分析結果の報告、今後の受診勧奨方法の提示です。
4	実施要領	7	6(10)	納品日及び発送予定枚数について、2～4回目の勧奨通知と情報提供票の各枚数想定をご教授ください。また、このデータは鹿児島市様と受託者いずれで属性分けするのでしょうか。	各枚数は受注者でのデータ分析後、発注者と打ち合わせの上、決定します。現在のところ、受診勧奨の通知の圧着ハガキは、2～4回目に分けて、情報提供票は2～3回に分けての発送を考えております。データの属性分けは、受託者で行うこととしております。 (参考) 令和4年度発送数 2回目：はがき 29,704枚 情報提供票 19,786枚 3回目：はがき 6,387枚 情報提供票 2,914枚 4回目：はがき 45,429枚

5	実施要領	7	6(10)	勸奨通知は対象者 1 人につき 1 回ですか。	対象者により、1 人につき 1 回の場合もあれば、特定健診受診が確認できない場合、1 人につき複数回通知する場合も想定しております。
6	実施要領	その他		勸奨対象者の携帯電話番号について、貴市のデータ保有率を教えてください。	データ保有率は算出しておりません。
7	仕様書	3.4	6(6)	「(6)データ出力を必要とする印刷物の仕様」について、印字するデータの印刷用プログラム開発費用も受託者負担という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
8	仕様書	3	6(6)ウ	データ出力を必要とする印刷物の仕様に「ウ情報提供への同封チラシ」との記載がありますが、チラシにはデータ出力不要で問題ないでしょうか。	「ウ情報提供への同封案内チラシ」については、対象者の氏名、住所等のデータを印字するため、データ出力を必要とします。
9	仕様書	4	6(7)イ	データ出力を必要としない印刷物の仕様に「イ翌年度当初の特定健診勸奨通知」との記載がありますが、データ出力有ではないでしょうか。	「イ翌年度当初の特定健診勸奨通知」には、資材にデータを出力したもの（氏名、住所等）を印字せずに納品いただくため、データ出力は必要としておりません。
10	仕様書	3.4	印刷物仕様	通知はハガキとの記載がありますが、形態はハガキ限定でしょうか。その他形態も提案可能ですか。	圧着ハガキの記載について、ハガキの定型郵送料規定内の資材であれば問題ありません。
11	仕様書	5	6(9)	「(9)納品日及び発送予定枚数」に記載の見本について、1 回目～4 回目の納品回は納品日より 4 営業日前に鹿児島市様に見本を納品するという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

<本業務に係る問い合わせ先>

鹿児島市市民局市民文化部国民健康保険課保健事業係（別館 1 階）

担当：磯道・長田

TEL：099-808-7505 FAX：099-216-1200

Email：kokuho-hoken@city.kagoshima.lg.jp